第2号議案

2025年度事業計画及び予算決定の件

＜この議案で決めること＞

【１】豊橋創造大学生協が大切にすること（基本指針と事業の基本方針）を記載します。

【２】上記の【１】にもとづいて、2025 年度に生協が行うこと（事業計画）と、運営するための予算を決定します。

※　本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

【１】豊橋創造大学生活協同組合（生協）が大切にすること（生協創立総会（2023 年 10 月 25 日）にて事業計画として決定）

１．基本指針

（１）豊橋創造大学の理念と目的に沿って事業活動（食堂・購買等）を行い、大学の福利厚生の充実に貢献します。

（２）組合員（学生・教職員）の勉学・教育・研究機能を支える商品・サービス・情報の提供や提案を行います。

（３）大学生活と日常生活の文化的経済的向上を図るための商品・サービス・情報・企画の提供や提案を行い、学びと活気に溢れる豊かな生活の創造に貢献します。

（４）組合員の総意に基づく運営を原則とし、東海地区や全国の大学生協と協力・連帯してより高いレベルの福利厚生事業を目指します。

２．事業の基本方針

（１）食堂事業

１）豊かな学びのために、大学生協食堂で組合員の食生活を支えます。

２）おいしく、温かい食事の提供で、多くの組合員に利用していただける食堂を目指します。

３）選択可能なカフェテリア方式を採用します。おかずとご飯にもう１品の副菜を提案し、バランスの良い食事を自分で選びとることのできる食環境を作ります。

４）組み合わせて食べることのできる「食べ合わせ提案」、栄養価を考えながら食事をとっていただける「栄養バランス提案」など、組合員の健康に対する関心を高める活動に取り組みます。

５）楽しみをもって毎日利用していただけるよう「ご当地フェア（東北、九州・沖縄等)」や「スタミナ・スパイスフェア」などの企画を実施します。

６）健康的な大学生活が送れるよう、法令順守はもちろん、独自の添加物基準などを設け、安心・安全な食材の使用を行います。

7）年２回、自主基準での衛生チェックを行い、食堂での衛生管理を徹底します。
8）食堂の定期券「食堂パス」を販売します。食費がきちんと確保され、財布の中身を気にすること無く食事ができるサービスを提供します。毎日利用すればお得に食堂を利用することができます。
9）組合員の要望を運営に反映するために、組合員からの声を広く集める「ひとことカード」を実施します。
10）語らいの場、憩いの場にふさわしい雰囲気づくりを追及します。楽しく食事をしていただき、大学内での組合員の居場所とします。

（２）購買事業（書籍を含む）

1）生協の取り扱う様々な還元・サービスを通じて、学生・教職員の「大学生活」や「学修・研究」を支えます。
2）教科書は、8%のポイント還元を行い、組合員のメリットを広げます。
3）注文書籍については 5%のポイント還元を行います。
4）店舗では、コンビニエンス商品を中心に販売し、その他の商品は、企画セールやカタログ販売で組合員の要望に応えます。
5）新学期には、豊橋創造大学生に必要なパソコンを選定し、販売を行います。またパソコンの販売だけでなく、パソコンのスキルを学べる講座も合わせて提案します。また iPad のユーザーや担当の教員からヒアリングを行い、iPad 活用講座の必要性・可能性を追求します。
6）生協が販売したパソコンの修理受付をおこない、メーカーによるメンテナンス会を年一回実施します。
7）実習着や聴診器等の医療教材の共同購入を行います。
8）自動車学校の入校相談会を定期的に開催し、店舗で入校申込を受付します。
9）学内での卒業式レンタル袴の展示予約会の開催や他大学生協との合同展示会の開催（名古屋)、予約者に対しての卒業衣装の当日貸出、着付け、記念写真撮影等を行います。
10）教職員の研究に必要な機器や備品、書籍など生協を通じて手配いたします。店舗の営業時間外でも商品のお問い合わせ・ご注文がウェブサイトから手軽にできる「校費 Web 見積サービス」がご利用いただけます。
11）住まいの斡旋事業 ニッショーやミニミニなどの提携店へのご案内。一人暮らし用品（家具・家電等）のカタログ販売などを行います。

（３）共済事業

1）生協出資金の払い込みと合わせて「CO･OP 学生総合共済」のご案内を行います。知らなかったことで、共済に加入する前に病気やケガになってしまうことを減らします。
2）新入学生に対して入学準備説明会を開催し、安全・安心で充実した大学生活のベースとして、生協・共済加入、食堂パス、電子マネーの初回チャージを一体的にご案内します。
3）「CO･OP 学生総合共済」の加入者となることで、卒業後に「新社会人コース」に継続して加入ができるので、生協加入と合わせてそのご案内を行います。

【２】2025 年度の事業運営計画

１．事業系の重点施策

（１）経営面で、損益について事業剰余段階での収支均衡を目指します。
（２）とりわけ「大学と共に作り上げる福利厚生の強化」を図るべく、「食事業の組合員ご利用増によるお役立ち」・「自動車学校入校者数増によるお役立ち」を、事業課題の重点として事業計画を作成して執行をすすめます。
（３）総務経理系の業務や作業の標準化および適正化を進め、日常的な運営をパートスタッフで行える仕組みづくりと執行をすすめます。
（４）具体的な損益数値の目標として、2025年度損益予算において、供給高を１億2,600万円、経費の元手となる事業総剰余金（供給剰余＋手数料収入）2,300万円、事業剰余▲100万円を指標とします。

２．本年度（2025年度）事業計画の概要

（１）組合員へ知らせる活動と、組合員の声を聴く活動とを、引き続き行います。

１）「声カード」への回答スピードを速めます。できるだけ丁寧にお答えします。
２）生協ホームページ・生協一斉配信メール・食堂設置のサイネージなどで、それぞれの特色に合わせた効果的な提案方法を検討し、タイミングにあった広報活動を行います。利用増による黒字運営で正規職員常駐の継続を図ることで、LINE・Ｘなどの開設を検討します。
３）生協ホームページで、食堂のメニュー表示を行い、それを知らせる活動を継続します。
４）「保護者に聞く新入生アンケート」「学生生活実態調査」「卒業生向けアンケート」を、前年度に引き続き行います。
５）新入生向け提案を先輩の声に基づいて行うための「ＩＣＴ教育についてのアンケート」を前年度に引き続き行います。

（２）学内の組合員になっていただくための取り組みを強化します。

１）「みんなで入り、みんなで使い、みんなの声で運営する」生協運営を図ります。
２）新入学生の組合員加入を促進し、2024年度の実績値97.5%（入学者240人のうち234人が生協加入）を踏まえ、生協加入率（入学者比）100%（全員生協に加入）を目指します。
３）大学教員・大学職員の生協組合員加入を促進します。

（３）「生協の諸活動への組合員参加」や「組合員による運営」を大切にした事業経営を図ります。

１）生協学生委員会の組織化に取り組みます。生協に関わる活動が、キャンパスコミュニティを作るきっかけになったり、要望を実現できるという実感を持てるような場になったりすることを意識し、より多くの組合員の参加を目指します。

２）自転車事故防止のための提案活動（無料自転車点検）を前年度に引き続き開催します。

（４）大学をはじめ、大学生協間および地域生協との協力・協同を進めます。

１）組合員の母体である豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部の事務局各部課との連携を引き続き強化します。経営面で許す限り、さまざまなご要望に応えられるよう尽力します。

２）生協理事会の構成メンバーは、大学教員・大学事務局職員・学生組合員・生協職員とし、理事会で生協に関する報告を行うことで、豊橋創造大学と当生協との連携強化を図ります。

３）大学生協間（東海地域の大学生協および全国の大学生協）での連帯と協同を進めます。

（５）効率的な食堂運営・店舗運営を行うとともに、組合員利用の維持および拡大を図ります。

①　食堂を中心とした、キャンパス内での食の生協利用率（シェア）向上を図ります。
１日 160 人の利用（2024 年と比較して＋約 40 人）への利用増を図ります。

１）2025 年度食堂パス申込者 100 人を目指します。

２）「食堂パス」を、新入学時の申込者数増加を図るほか、2024 年度に利用いただいた方への継続案内発送と、大学・短大２年次や大学３年次での新規申し込みを促す案内を発送します。

②　自動車学校に生協を通じて入校する方の増加を図ります。年間 120 人を目指します。

１）新入生向けに「高校卒業時から大学入学して６月までに入校することで安心かつお得に通える」の告知強化に加え、学部別で生協での申込率が高くない学科の方へのＤＭ発送での取得呼びかけを行います。

③　主に新入学生向けのパソコン購入者増とパソコン活用講座の申込者増加を図ります。

１）新入学生向けパソコンは、2025 年度に 85 台、2026 年度に 100 台の利用を図ります。

２）大学の仕様にあっていて保障が充実した安心できるパソコン・パソコンの大学生ならではの使い方を学べる講座・ノートの代わりにタブレット（iPad）を用いたノートが取れるような講座の提案を行います。

④　総務経理系の業務や作業の標準化および適正化を進め、日常的な運営をパートスタッフで行える仕組みづくりと執行をすすめます。経費を適切に執行するよう努めます。

１）パートスタッフの適切な労働時間のコントロールや、日常の商品管理を適切に行います。

⑤　上記を具体化するために、年間行事計画表を作成して執行を進めます。

３．具体的な施策

（１）食堂

１）食事業の基本である「食品衛生」「ＱＳＣＡ」を、あるべき姿で標準化を目指します。

２）毎日利用いただけるための提供メニュー編成を図ります。

３）「１℃でも熱く・冷たく」「ピーク時に必要以上にお待たせしない」「気持ちがよいお迎え挨拶」を行い、それを継続します。

４）食材仕入れ価格高騰のため、経営努力では吸収しきれない分について、2025年３月に、食事の提供価格の改定を行います。

（２）自動車学校

１）入校者数年間 120 人を目標とします。

２）パンフレット発行時期ごとに、生協でお申込みいただいていない方へのパンフレットＤＭ発送を計画的に行います。

３）４月・５月・10 月に、豊橋市内の自動車学校３校と連携を図り、購買 SHOP SOZO 店内での相談会開催を計画します。

（３）新入学生向けパソコン

１）100 台を目標とします。

２）大学が定める推奨仕様に合致したノートパソコンを、大学生協としての付加価値（①４年間保証（誤って壊してしまっても、自然に壊れてしまっても修理できて安心)、②大学生ならではのレポートの作成方法がわかるパソコン活用講座、③新しい学び方への対応（紙のノートからタブレット端末へ））を加えて、わかりやすく提案します。

（４）食べ物・飲み物

１）前年度に引き続き、菓子食品類・日配品（おにぎり・弁当・サンドイッチ・菓子パン類)・飲料類・アイス類の利用者数増（来店者数増）を図ります。

２）とりわけ、おにぎり・弁当は「昼ピーク時に人気商品を切らさない」仕入れを行うとともに、廃棄ロスコントロールも行います。

（５）教科書販売

１）春学期・秋学期それぞれの開講時期に、大学教務課から提供いただいたリストに基づき、学科学年ごとに、必修科目教科書と選択科目教科書の販売を行います。

２）前年同様の販売方法（一部学科学年の必修科目はＷｅｂ注文・発送、左記以外は購買店頭で受付して食堂となりミーティングコーナーでお渡し）の踏襲を計画します。

（６）卒業式衣装（はかま）レンタル

１）提携２社（アンジュ社・マルキチ社）での提案を継続し、50 人を目標とします。（2024年度：32名（アンジュ社24名・マルキチ社8名））

２）学内相談会を６月または７月と、10月に計画します。

３）２社のパンフレットＤＭを、５月に４年生・短大２年生の女性組合員向けに発送します。

４．営業計画

（１）大学の授業日程表（学年歴）に対応して、食堂・店舗の営業を行います。

１）食堂カフェテリア

大学の授業・定期試験がある日　11:00-13:30（13:30ラストオーダー）

２）購買 SHOP SOZO

大学の授業・定期試験がある日　10:00-17:00

夏休み・春休みなどの長期休暇期間の平日　11:00-13:00

（２）オープンキャンパス・キャンパススタート Day など、大学行事日における生協食堂・店舗の営業要請に、できる限りお応えします。

（３）継続的な運営のために、費用面で大学からのご協力をいただきます。

１）生協の事業運営に関わる大学施設借用（食堂厨房・購買SHOP SOZO・教科書販売用の物品保管整理場所・卒業式はかまレンタルの展示会会場と当日着付け場所など）は、2024年度に引き続き、無償にて大学からご協力をいただきます。

２）水光熱費について、2024年度に引き続き、大学に半額補助いただき半額を生協にて負担します。

５．2025年度事業経営　損益計画

（１）主要数値のみ（設立時計画は2025年度分の計画値）

			2025年度予算	2024年度実績との差	2024年度実績	創立総会時計画との差	創立総会時2025年度計画
		単位：万円	(1)	(1)-(2)	(2)	(1)-(3)	(3)
食堂・購買のご利用額	A	供給高	12,600	1,622	10,978	2,100	10,500
A-書籍値引額	B	純供給高	12,239	1,535	10,704	1,907	10,333
B-食材・商品の仕入代金	C	供給剰余高	2,010	320	1,690	100	1,911
共済手数料など	D	手数料収入	281	33	248	179	102
C+E 事業運営の元手	E	事業総剰余金	2,291	353	1,938	279	2,012
G+H 運営にかかる費用の合計	F	事業経費計	2,395	66	2,329	307	2,088
パートスタッフの給与など	G	うち人件費	1,326	319	1,007	577	749
消耗品・水光熱・運営委託などの費用	H	うち物件費	1,069	▲ 253	1,322	▲ 270	1,339
E-F 通常の事業での損益	I	事業剰余金	▲ 104	287	▲ 391	▲ 28	▲ 76
I+事業外収益（受取利息や雑損失など）	J	経常剰余金	▲ 100	246	▲ 346	▲ 24	▲ 76
J+特別収益（特別な出来事での収支）	K	税引前当期剰余金	▲ 100	41	▲ 141	▲ 24	▲ 76
K-法人税支払額	L	当期剰余金	▲ 118	42	▲ 160	▲ 30	▲ 88
L+前年度繰越剰余金	M	累積剰余金	▲ 279	▲ 118	▲ 161	190	▲ 469

次ページに、主要分類別の供給高予算および前年度実績と、当年度予算と前年度実績との差を掲載します。

次々ページに、損益予算および前年度実績と、当年度当年度予算と前年度実績との差、および、参考として、生協創立総会（2023年10月）時の2023年度から2025年度までの損益計画案を掲載します。

（２）主要分類別の供給高予算および前年度実績と、当年度予算と前年度実績との差

豊橋創造大学生協　2025年度　供給高予算(案)

生協計	単位:千円	2025年度 予算	25予算-24実績 差	2024年度 実績	2024年度 予算
01分類	文具	2,225	▲ 218	2,443	4,660
02分類	情報機器	23,325	152	23,173	19,240
03分類	ＰＣソフト	0	▲ 303	303	500
04分類	衣料・スポーツ	0	▲ 8	8	0
05分類	ＡＶ・家電・家具	0	▲ 26	26	50
06分類	日用雑貨	150	▲ 23	173	200
07分類	※食品・菓子	3,990	113	3,877	1,875
08分類	※パン・米飯	3,800	330	3,470	2,050
09分類	※飲料・デザート	3,350	317	3,033	2,750
11分類	コピー	0	▲ 63	63	0
17分類	物販その他（内外）	250	130	120	0
25分類	プリペイドギフトＣ	405	▲ 21	426	300
26分類	酒・医薬品等	0	▲ 6	6	0
27分類	※物販その他（内外）	0	▲ 196	196	0
30分類	自動車教習所	36,600	10,490	26,110	15,000
36分類	ＳＶその他（内外）	2,440	2,440	0	0
62分類	メニュー	14,000	3,183	10,817	9,240
84分類	スタディガイド（内内	0	▲ 6	6	0
87分類	自主講座・就活（内内	400	129	271	800
89分類	書籍総合	35,065	▲ 186	35,251	40,000
	店舗合計	126,000	16,228	109,772	96,765
	うち購買合計	112,000	13,045	98,955	87,525
	うち食堂合計	14,000	3,183	10,817	9,240

（３）2025 年度損益予算　および前年度実績との差　ならびに設立時計画との差

豊橋創造大学生協　２０２５年度　損益予算（案）								参考
生協合計	2025年度	25予算ー	25予算-	2025年度予算	2024年度	2024年度	2024年度予算	2023年度予算
単位：千円	予算	24実績差	設立時計画差	設立時計画	実績	予算	設立時計画	設立時計画
供給高	126,000	16,225			109,775	96,765		
供給値引	3,606	872			2,734	3,200		
純供給高	122,394	15,353	19,069	103,325	107,041	93,565	97,980	0
供給剰余金	20,105	3,204	1,000	19,105	16,901	13,675	17,302	0
共済受託手数料収入	1,520	429	604	916	1,091	545	545	0
供給事業手数料収入	30	▲ 7	30	0	37	0	0	0
その他手数料収入	1,260	▲ 42	1,160	100	1,302	100	100	0
その他事業収入計	2,810	381	1,794	1,016	2,429	645	645	0
事業総剰余金	22,915	3,585	2,794	20,121	19,330	14,320	17,947	0
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0
職員給与	4,200	3,600	3,600	600	600	600	600	0
定時職員給与	8,870	▲ 347	2,177	6,693	9,217	6,872	6,582	720
法定福利費	10	5	▲ 74	84	5	84	84	70
厚生費	180	▲ 72	65	115	252	115	115	120
人件費合計	13,260	3,186	5,768	7,492	10,074	7,671	7,381	910
教育文化費	50	50	50	0	0	0	0	0
広報費	1,050	100	▲ 2,380	3,430	950	3,430	3,430	100
消耗品費	1,199	▲ 2,109	349	850	3,308	900	900	2,700
物流費	1,000	226	1,000	0	774	0	0	150
車両運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0
貸倒引当金繰入	0	52	0	0	▲ 52	0	0	0
ポイント引当金繰入	0	▲ 57	0	0	57	0	0	0
施設維持管理費	879	▲ 298	329	550	1,177	550	550	0
減価償却費	707	▲ 328	▲ 181	888	1,035	1,332	1,332	0
賃借料	96	16	▲ 174	270	80	270	270	0
水道光熱費	1,200	401	200	1,000	799	1,000	1,000	0
保険料	115	55	35	80	60	80	80	0
委託料	2,554	▲ 1,796	▲ 1,426	3,980	4,350	1,580	1,580	0
研修採用費	0	▲ 73	0	0	73	140	140	100
調査研究費	12	1	12	0	11	0	0	0
会議費	45	▲ 5	25	20	50	20	20	50
諸会費	232	137	▲ 38	270	95	270	270	0
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	2	▲ 5	2	0	7	0	0	0
通信交通費	293	▲ 127	▲ 257	550	420	450	450	0
雑費	4	▲ 16	4	0	20	0	0	0
事業連合委託費	1,256	1,256	▲ 244	1,500	0	0	0	0
物件費合計	10,694	▲ 2,522	▲ 2,694	13,388	13,216	10,022	10,022	3,100
事業経費合計	23,954	664	3,074	20,880	23,290	17,693	17,403	4,010
事業剰余金	▲ 1,039	2,920	▲ 280	▲ 759	▲ 3,959	▲ 3,373	544	▲ 4,010
受取利息	12	3	12	0	9	0	0	0
雑収入	27	▲ 413	27	0	440	0	0	0
事業外収益	39	▲ 410	39	0	450	0	0	0
雑損失	0	▲ 0	0	0	0	0	0	0
事業外費用	0	▲ 0	0	0	0	0	0	0
経常剰余金	▲ 1,000	2,510	▲ 241	▲ 759	▲ 3,510	▲ 3,373	544	▲ 4,010
特別利益	0	▲ 2,045	0	0	2,045	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期剰余金	▲ 1,000	465	▲ 241	▲ 759	▲ 1,465	▲ 3,373	544	▲ 4,010
法人税等	50	▲ 133	▲ 70	120	183	0	225	120
当期剰余金	▲ 1,050	597	▲ 171	▲ 879	▲ 1,647	▲ 3,373	319	▲ 4,130
当期首繰越剰余金	▲ 1,666	▲ 1,647	2,145	▲ 3,811	▲ 19	0	▲ 4,130	0
当期未処分剰余金	▲ 2,715	▲ 1,050	1,975	▲ 4,690	▲ 1,666	▲ 3,373	▲ 3,811	▲ 4,130
純供給高供給剰余率	16.4%	0.6%	▲2.1%	18.5%	15.8%	14.6%	17.7%	

以　上

第3号議案

監事監査規則改定承認の件

＜この議案で決めること＞

生協の役員である「監事」の役割として、会計が正しく行われているか、理事の職務が法令や当生協の定款（ていかん）や諸規約・諸規則にもとづいて行われているかを点検しています。その点検のことを「監査」と言います。

監事による監査のルールである「監事監査規則」は、「監事会」で決めて、決めた内容を「総代会」で承認する、ということが、当生協の定款（ていかん）にて定められています。

これまでの「監事監査規則」を、当生協が加盟する「全国大学生協連合会」から提供を受けた「最新のモデル監事監査規則」と照らし合わせたところ、一致していない条文が多数ありましたため、2025 年 4 月 18 日(金)に開催された生協監事会にて、「最新のモデル監事監査規則」に準じて、全面的に改定しました。

【１】監事会が改定した「監事監査規則」について承認します。

※　本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

この下から、改定後の監事監査規則を掲載します。

豊橋創造大学生活協同組合　監事監査規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、法令及び定款の規定に基づき、豊橋創造大学生活協同組合(以下「組合」という。)の監事の監査に関する基本事項を定めるものである。

（監事の責務）

第２条　監事は、組合員の負託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、持続的な発展を可能とする組合の健全な運営と社会的信頼に応えるガバナンスを確立する責務を負う。

（監事の職務）

第３条　前条の責務を果たすため、監事は、理事会その他重要な会議への出席、理事及び職員等から受領した報告内容の検証、組合の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、理事又は

職員等に対する助言又は勧告等の意見の表明、理事の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

(監事の心構え)

第４条　監事は、独立の立場の保持に努めるとともに、法令及び定款並びにこの規則を遵守し、組合及び組合員、その他の利害関係者のために常に公正不偏な態度をもって、その職務を執行しなければならない。

２　監事は、職務上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

３　監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。

（監事会の設置）

第５条　監事は、監査に関する相互の情報の共有、意見の調整及び必要な事項を審議又は決定するために監事会を置く。ただし、監事会は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

第２章　監事の職務

（理事会他重要な会議への出席）

第６条　監事は、理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べなければならない。

２　監事は、前項以外の重要な会議に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べることができる。

（監査方針及び監査計画等）

第７条　監事は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意して、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立てた上で、監査対象、監査の方法及び実施時期を監査計画として適切に選定し作成するよう努めるものとする。

２　監査方針及び監査計画を作成した場合、監事は代表理事及び理事会に説明するものとする。

（監事監査の実効性を確保する体制）

第８条　監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努めなければならない。

２　前項の体制を確保するため、監事が必要と考えたときは、理事又は理事会に対して、次に掲げる事項に関する必要な協力を要請するものとする。

(1)　監事の職務及び監事会の事務を補助すべき職員（以下「監事スタッフ」という。）に関する事項

(2)　監事スタッフの理事からの独立性に関する事項

(3)　理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

(4)　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（総代会提出議案・書類等の調査）

第９条　監事は、生協法第 30 条の３第３項において準用する会社法第 384 条の定めるところに

より、理事が総代会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。

2　前項の調査により、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

（監査費用）

第10条　監事は、その職務執行のために必要と認める費用について、組合に請求することができる。組合は、その費用が監事の職務執行に必要でないことを証明した場合を除いて、これを拒むことができない。

2　監事は、あらかじめ監査費用の予算を計上するよう努めるとともに、その支出に当たっては、効率性および適正性に留意しなければならない。

（過半数同意事項）

第11条　次に掲げる事項の決定は、監事の過半数の同意によって行う。ただし、各監事の権限の行使を妨げない。

(1) 第７条に定める監査方針、監査計画
(2) 第８条第２項に定める監査の実効性の確保に関する理事又は理事会への協力の要請の内容
(3) 第10条第２項に定める監査費用の予算
(4) 監事による総代会の招集に関する事項
(5) 監事スタッフの人事に関する事項の同意
(6) 監査についての規則等の設定、変更又は廃止
(7) 監査に関する基準の設定、変更又は廃止
(8) 特定監事及び監事会議長の互選

（全員同意事項）

第12条　次に掲げる事項の決定は、監事全員の同意を得なければならない。

(1) 理事の責任の一部免除に関する議案を総代会に提出することに対する同意
(2) 組合員による役員の責任を追及する訴えにおいて、組合が被告理事側に補助参加することに対する同意
(3) 組合員による役員の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認
(4) 各監事の報酬

（監事会に対する報告事項）

第13条　監事は、次に掲げる事項を監事会に報告するものとする。

(1) 理事、内部監査部門等の職員その他のものからの重要な報告
(2) 監事自らの職務の執行の状況

第３章　監事会

（監事会の構成）
第 14 条　監事会は監事全員をもって構成する。

（監事会の職務）
第 15 条　監事会は次に掲げる職務を行う。
(1) 監事の職務の遂行に関する重要な事項についての協議（監査報告に関する協議を含む）
(2) 監事による監査権限の行使に関しない事項であって監事の合議により決すべきものの決定

（議長）
第 16 条　監事会議長（以下「議長」という。）は、監事の中から互選する。
2　議長は、監事会の委嘱を受けた次の事務を遂行する。ただし、議長は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。
(1) 監事会の議題設定、意見調整
(2) 監事スタッフの指揮
(3) その他、この規則に定める役割

（特定監事の選任等）
第 17 条　監事は、次に掲げる職務を行う監事（以下「特定監事」という。）を互選する。
(1) 各監事が受領すべき決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を理事から受領し、それらを他の監事に対し送付すること
(2) 監事の監査報告の内容を特定理事に対し通知すること
(3) 消費生活協同組合法第 31 条の９第５項、同法施行規則第 133 条第１項を踏まえ、前各号の日程について特定理事と合意すること
2　組合に常勤の監事をおくときは、常勤の監事が特定監事を務めるものとする。ただし、常勤の監事は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。

（開催）
第 18 条　監事会は、１年に２回以上開催する。

（招集者）
第 19 条　監事会は、議長が招集し運営する。ただし、各監事が招集し運営することを妨げない。

（招集手続き）
第 20 条　監事会を招集するには、監事会の日の１週間前までに、各監事に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
2　監事会は、監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することが

できる。

（監事会における協議）

第 21 条　第 15 条第 1 号に定める重要な事項のうち主要なものは、この規則において別に定めるもののほか、次に各号に掲げる事項とする。

(1) 組合員より総代会前に通知された監事に関する質問についての説明、その他総代会における説明に関する事項

(2) 理事会に対する報告及び理事会の招集請求等に関する事項

(3) 総代会提出の議案及び書類その他のものに関する調査結果に関する事項

(4) 理事による組合の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反行為に対する差し止め請求に関する事項

(5) 監事の辞任及び報酬等に関する総代会での意見陳述に関する事項

(6) 組合と理事（理事であった者を含む）間の訴訟に関する事項、その他訴訟への対応に関する事項

（報告に対する措置）

第 22 条　監事会は、次に掲げる報告を受けた場合には、必要に応じ、適切な対処方針等について十分な協議を行う。

(1) 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の理事からの報告

(2) あらかじめ理事と協議して定めた事項についての理事又は職員からの報告

（議事録）

第 23 条　監事は、次に掲げる事項を内容とする監事会の議事録を作成するよう努めるものとする。

(1) 開催の日時、場所及び出席した監事の氏名

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 第 21 条各号及び前条各号により監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

(4) 監事会に出席した理事の氏名

(5) 監事会の議長の氏名

2　監事が前項の議事録を作成したときは、その議事録を 10 年間主たる事務所に備え置く。

第４章　監査業務

（理事の職務の執行の監査）

第 24 条　監事は、理事の職務の執行を監査する。

2　前項の職責を果たすため、監事は、次の職務を行う。

(1) 監事は、理事会決議その他における理事の意思決定の状況及び理事会の監督義務の履行状況を監視し検証する。

(2) 監事は、理事が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。

(3) 監事は、理事が組合の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、

又はするおそれがあると認めたとき、組合に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき、組合の業務に著しく不当な事実を認めたときは、理事に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。

(4) 監事は、理事から組合に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。

3　監事は、前項に定める事項に関し、必要があると認めたときは、理事会の招集又は理事の行為の差止めを求めなければならない。

4　監事は、理事の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があると認めたときは、その事実を監査報告に記載する。その他、組合員に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。

（会計監査）

第 25 条　監事は、決算関係書類及びその附属明細書が組合の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見を形成するために、事業年度を通じて、理事の職務の執行を監視し検証するとともに、組合の資産・負債・純資産の状況及び収益・費用の状況について監査する。

（代表理事との定期的会合）

第 26 条　監事又は監事会は、代表理事と定期的に会合を持ち、代表理事の経営方針を確かめるとともに、組合が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況、監査の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表理事との相互認識を深めるよう努める。

（監査の手続き）

第 27 条　監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に通知するものとする。ただし、監査の内容により、特に通知する必要を認めない場合はこの限りでない。

2　監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。

（内部監査部門等との連係）

第 28 条　事業連合・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等が内部監査・会計に関する助言等を行っているときは、監事は、それらと緊密な連係を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めるものとする。

2　監事は、事業連合・各種内部監査・組合が提携する会計の専門家等の行う監査・会計指導等の計画書及び報告書等の提出を求めることができる。

（子会社等の調査）

第 29 条　組合に子会社等があるときは、監事は、理事及び職員等から、子会社等の管理の状況に

ついて報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。

2　監事は、その職務の執行にあたり、子会社等の監査役、内部監査部門等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るように努めなければならない。

3　監事は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。

（事業連合の調査）

第 30 条　監事は、理事及び職員等から、事業連合に委託した業務の遂行状況について報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。

2　監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業連合に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。

（代表理事及び理事会への報告）

第 31 条　監事は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表理事及び理事会に報告する。

2　監事は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等があるときは、その経過及び結果を代表理事及び理事会に報告し、必要があると認めたときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。

（監査報告の作成・通知）

第 32 条　監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査して、監査結果を書面または口頭で監事会に報告する。

2　監事は、監査結果を監事会に報告するにあたり、理事の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認したうえ、監事会に報告すべき事項があるかを検討する。

3　監事は、監事の報告した監査結果に基づき、監事会において審議のうえ、監査意見の一致が図れた場合は監事連名の監査報告書を作成することができる。一致が図れなかった場合は、各監事において監査報告書を作成する。また、監査報告書には、作成期日を記載し、作成した監事が署名又は記名押印する。

4　特定監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書に係る監査報告の内容を特定理事に通知する。

5　前項において、特定監事は、監査報告の内容を、決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から 4 週間を経過した日までに特定理事に通知できない場合には、特定理事との間で通知すべき日を伸長する合意をすることができる。

第 5 章　その他

（規則の改廃）

第 33 条　この規則の改廃は、監事の過半数の同意により行い、総代会の承認を得るものとする。

（施行期日）

1　この規則は、2025 年 4 月 18 日から施行する。

第4号議案

役員報酬決定の件

＜この議案で決めること＞

下記本文の通り、生協の役員（理事・監事）の１年間の報酬を決定します。

役員の年間報酬について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則にもとづいて支給すること、および、各役員の報酬額・支給方法等については、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に委ねることを決定します。

（１）理事13名の報酬　なし（０円）
（２）監事3名の報酬　なし（０円）

この金額は前年度の通常総代会にて議決した金額と同一です。

※　本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

役員選挙の件

２０２５年　５月２８日
豊橋創造大学生活協同組合　役員選挙管理委員会
委員長　　大 苗　昌 久

豊橋創造大学生活協同組合の定款第１９条および役員選挙規約に定めるところにより、本総代会において役員選挙を行います。
2025 年度の理事・監事の定数は下記の通りです。

理　事　　定数　１３名
監　事　　定数　　３名

役員候補者一覧（４月１日役員選挙公示・４月２１日立候補届出締切）
下記の候補者全員が、生協理事会による推薦者です。

役職	氏名（敬称略）	所属	2024 年度生協役職
理事	矢 島　明 彦	短期大学部 キャリアプランニング科 准教授	（新任）役職なし
理事	三 輪 多恵子	経営学科 教授	理事（非常勤）
理事	藤 井　徹 也	看護学科 教授	理事（非常勤）
理事	葛 谷　潔 昭	短期大学部 幼児教育・保育科 准教授	理事（非常勤）
理事	吉 原　郁 仁	事務局　事務局長	理事（非常勤）
理事	佐々木　　令	事務局　総務部長	理事（非常勤）
理事	平 松 靖一郎	事務局　渉外部長	理事（非常勤）
理事	遠 山　直 人	事務局　教学部長	理事（非常勤）
理事	木 藤　政 美	事務局　教学部　学生課長	専務理事（非常勤）
理事	松 井　祐 斗	学生　　経営学科　３年	理事（非常勤）
理事	添 田　陽 菜	学生　　看護学科　２年	（新任）役職なし
理事	松 島　　恵	学生　　理学療法学科　３年	（新任）役職なし
理事	清 水　友 彦	生協職員　愛知大学生協専務理事を兼務	代表理事（非常勤）
監事	富 安　奈 々	事務局　総務部　庶務課長	特定監事
監事	綱 島　　剛	事務局　渉外部　次長	監事
監事	伊 藤　康 裕	事務局　総務部　学術研究支援室長	監事

理事・監事ともに定数内の立候補のため、役員選挙規約第１２条に定めるとおり、本総代会にて、無記名連記制による信任投票を行います。投票は総代１人につき１票とします。役員選挙規約１３条２に定める通り、総代会に出席（書面投票を含む）した総代の過半数の信任を得た者を当選者とします。

以　上